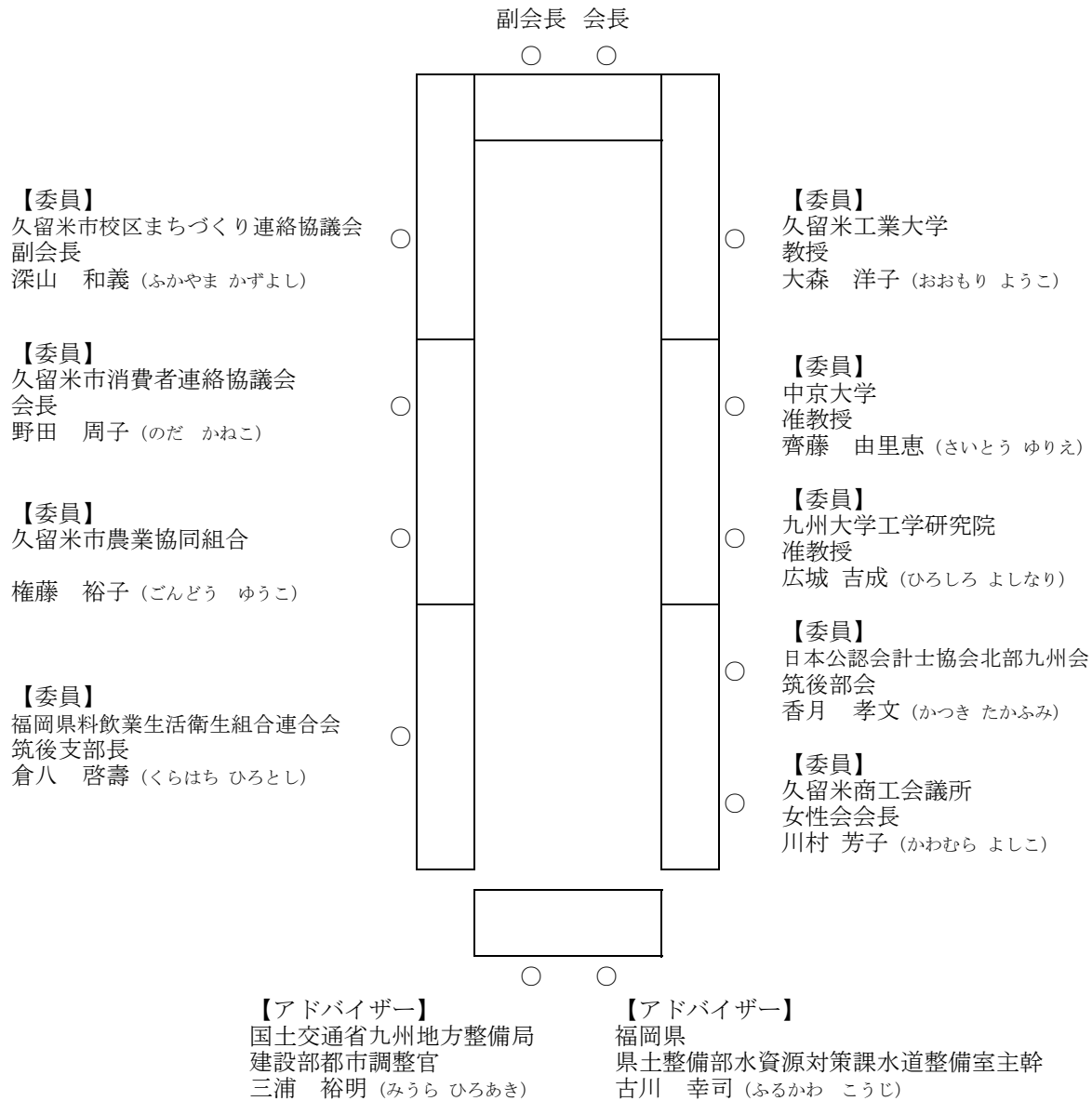


令和2年度 第1回久留米市上下水道事業運営審議会 座席表

日時：令和2年7月14日（火）
 14：00～16：00
 場所：久留米企業局 3階 第1会議室



久留米市上下水道事業運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ水道事業及び下水道事業の運営に関する必要な事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

久留米市上下水道事業運営審議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市上下水道事業運営審議会規則（令和2年久留米市規則第13号）第8条の規定に基づき、久留米市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の会議への出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第3条 会長は、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）第32条第1項ただし書きの定めるところにより、審議会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

(傍聴手続き)

第4条 傍聴を許可する者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10名以内とする。ただし、開催会場の都合により許可する人数を制限することがある。

2 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、開会時刻までに、開催会場で受付をし、会長の許可を得たうえで、係員の指示に従い会場に入室するものとする。なお、会議開会後の入室は認めない。

3 傍聴希望者の受付は、会議の当日、開会予定時刻の30分前から先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。また、定員に達しない場合においても、開会予定時刻の5分前の時点で受付を終了する。

(傍聴席)

第5条 傍聴者は、指定された場所で傍聴しなければならない。

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴すること。
- (2) 傍聴者は、発言をすることはできない。また、傍聴者は、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (4) 示威的行為をしないこと

- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (7) 会場において、会長の許可なく、会議の様子の録音、撮影等を行わないこと。
- (8) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (9) その他、会場の秩序を乱し、会議開催の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、次の場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 第2条の規定により、会長が当該会議を非公開と宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 会議における議案の審議が終了したとき

(係員の指示)

第8条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(秩序の維持)

第9条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な命令をすることができる。

- 2 会長は、傍聴者が第5条から前条までの規定に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは傍聴者を退場させることができる。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入室することはできない。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。